

山陽小野田市農業委員会

第2回

総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 2 号 農地法第3条 権利の移動

議案第 3 号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 4 号 現況証明願い

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第2回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員はありません。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は2番二井委員と3番藤井委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局次長 今月の農地法第3条の許可申請は4件です。
- 議案第2号番号1について議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。
- 申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する第2種農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は3ページをご覧ください。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 14番 現地の報告をさせていただきます。
- 8月4日に事務局2名と相本委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は、南側と西側が田と畑、東側は宅地となっていました。
- 申請地の状況は保全管理中でした。
- 譲渡人は遠隔地に居住しており、管理が困難なため、譲渡するとのことです。
- 以上です。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。
- 議案第2号番号1に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)
- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
- 次に番号2について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 2 号番号 2 について議案書をもとに説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

8 月 4 日に事務局 2 名と五十嵐委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。

周辺の状況は、南側が 号線で、北側及び東西側は宅地になっていました。

申請地の状況は、既に野菜等が栽培されてきました。

譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作管理が困難なため、譲渡することです。

譲受人は、昨年より譲渡人の家を購入しており、その隣の畑を耕作中でした。

その他特に問題になりそうなことはありませんでした。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 2 号番号 2 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 3 と、「現況証明願いについて」議案第 4 号番号 1 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 2 号番号 3 と、「現況証明願いについて」議案第 4 号番号 1 は関連しますので、一括して説明します。

最初に、議案第 2 号番号 3 について議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地になります。

申請内容は下表のとおりです。

公図は7ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に、「現況証明願い」、議案第4号番号1について議案書をもとに説明いたします。

49ページをご覧ください。

申請地は、第1種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は50ページをご覧ください。

本件は、約26年前に農機具の通路として造成し、現在も農機具の進入路として利用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、西側と東側が休耕田、北側が宅地となっていました。

申請地の状況は、水稻耕作中でした。

譲渡し人は高齢で維持管理が困難なため譲渡するそうです。

譲受人は2.1haを耕作中で、農業機械等も揃っており耕作可能であると思います。

以上で所有権移転に関する報告を終わります。

続きまして、現況証明の方の報告を行います。

申請地は29年前から農業用の道路として使用されており、造成済みでした。

周辺の状況は、両側が宅地となっていました。

申請地の状況は進入路として利用されていました。

以上の事から農地性はないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第2号番号3及び、議案第4号番号1に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号4について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第2号番号4について議案書をもとに説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■へ約■■■k mに位置する第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 9 ページから 15 ページをご覧ください。

譲受人は、譲渡人の親族ですが法定相続人には当たらないため、相続ではなく、特定遺贈によりこれらの農地の譲渡を受けたものです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長
1 4 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

■■■■の■■■■地区になります。申請地は 7 か所に点在していますので個別に説明させていただきます。

9 ページ記載の申請地は、北側と南側が水路、東側に保全管理中の田、西側も田でした。申請地の状況は、草地でした。

続いて 10 ページ記載の申請地は、西側に水路、北側と東側が草地、南側がソーラーパネルの設置工事中でした。

申請地の状況は草地でした、

次に 11 ページ記載の申請地は、西側が道路に接しており、それ以外はソーラーパネルに囲まれていました。

申請地は保全管理中でした。

続いて 12 ページの申請地ですが、北側と西側が田、南側が道路、東側に宅地がありました。

申請地の状況は東側半分が保全管理中の畑地で、西側半分は崖地となっており、草が生えていました。

13 ページ記載の申請地は、小高い丘の上に位置している保全管理中の畑でした。周辺の状況は東側が山、西側と南側が草地、北側が崖地になっていました。

14 ページ記載の申請地は、北側に山林があり、それ以外は草地に囲まれていました。

申請地の状況も草地となっていました。

最後に 15 ページの申請地は、東側に■■■■の線路、それ以外は山に囲まれていました。申請地の状況は草地です。

譲受人は 1.3ha を耕作しており耕作可能だと思います。

以上で報告を終わります。

議長
局次長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、特定遺贈とはどのようなものですか。

民法 964 条で遺贈というものが規定されており、包括遺贈と特定遺贈に分類されます。死亡を原因として贈与する法律行為です。相続とは異

なり、誰にでも贈与することが可能です。包括贈与は「持ち分を○分の○贈与する」などの漠然とした贈与を行うものであり、特定遺贈は、「この農地を贈与する」などの細かく指定するものが特定遺贈となります。

この度の申請では農地の部分について、農業をしている親戚に遺贈したものととなります。

議長

わかりました。

他に無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第2号番号4に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第5条の許可申請は9件です。

議案第3号番号1について議案書をもとに説明いたします。

18ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は19ページ、土地利用図は20ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

なお、申請地は平成22年に駐車場として造成されており、今後は農地法を遵守する旨を記載した顛末書が提出されております。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6番

現地の報告をさせていただきます。

 地区になります。周辺の状況は、北側が山陽本線で道路を挟んで申請地があります。

申請地の状況は、保全管理中でした。

北側の申請地は、西側に既に資材置場があり、その高さに合わせるように埋立を行うそうです。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理はブロック積みとなります。

申請地への進入路は20ページの図面の真ん中にある道路からです。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては、既設構造物で確認しています。
以上のことから特に問題ないと思います。
これで報告を終わります。

議長
局次長
議長
局次長
議長

何か質問はありませんか。
議長よろしいでしょうか。
どうぞ。
今の説明で、申請地を造成したと申し上げましたが、別件と混同して
おり、現地は造成されておられません。訂正してお詫びいたします。
わかりました。
他に質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第3号番号1に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号2について事務局の説明を求めます。

局次長
議長

議案第3号番号2について議案書をもとに説明いたします。
21ページをご覧ください。
申請地は、 から へ約 kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は22ページ、土地利用図は23ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
6番
議長
7番
局次長

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
現地は、広瀬地区になります。
周辺の状況は、北側は新幹線、東西は宅地、南側は道路です。
申請地の状況は、水稻耕作中でした。
秋からの工事になるので、耕作に影響はありません。
雨水、汚水に関しては発生しません。
埋立は行いません。
申請地への進入路は新幹線側からとなります。
境界に関しては、既設構造物で確認できています。
以上の事から問題ないと思います。
何か質問はありませんか。
利用権の設定はされていませんか。
合意解約が出ております。

7 番
議長 わかりました。
他に無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 3 号番号 2 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 3 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 3 号番号 3 について議案書をもとに説明いたします。
24 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 25 ページ、土地利用図は 26 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 4 番 現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側が暗渠になった水路、西側も水路と水路を挟んで保全管理中の田、南側にはソーラーパネルが設置してあり、東側は道路でした。
申請地の状況は、草地でした。
雨水処理に関しては、自然流下で、農業用水路に排水します。
汚水に関しては発生しません。
埋立は行いません。
設置後はフェンスで囲むそうです。
申請地への進入路は、図面右上からで、幅員は 2m です。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界に関しては水路と道路で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 3 号番号 3 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 4 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 3 号番号 4 について議案書をもとに説明いたします。

27 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は28ページ、土地利用図は29ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長
14番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

場所は■■■■の■■■■の近隣です。

周辺の状況は、北側が道路、南側が山、西側が宅地となっています。

申請地の状況は、整地済みでバラスが敷いてありました。

雨水処理に関しては、水路に排水します。

汚水は発生しません。

境界に関しては、既設構造物と道路で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第3号番号4に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号5について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第3号番号5について議案書をもとに説明いたします。

30ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は31ページ、土地利用図は32ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
14番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地は■■■■周辺です。

周辺の状況は、西側に■■■■、北側は宅地、東と南側は休耕田に囲まれていました。

申請地の状況は、休耕田で一部野菜が植えてありました。
雨水処理に関しては、自然流下で、農業用水路に排水します。
汚水は発生しません。
埋立は行いません。
申請地への進入路は、周囲5か所にあり、幅員は約1mです。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については擁壁や水路、畦畔で確認しています。最終的には申請者が境界の復元測量を行うとのことです。

議長

以上です。
何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第3号番号5に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

局次長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号6について事務局の説明を求めます。
議案第3号番号6について議案書をもとに説明いたします。
33ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は34ページ、土地利用図は35ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
14番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
番号5と同様に■■■■地区です。
周辺の状況は北側と南側が宅地、西側が道路、東側は川と宅地です。
申請地の状況は、荒廃した休耕田でした。
雨水処理に関しては農業用排水路に排水します。
汚水は発生しません。
埋立は行いません。
申請地への進入路は3か所あり、幅員は2mです。
境界に関しては水路や畦畔で確認しています。
番号5と同様に申請者が復元測量を行うようです。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第3号番号6に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号7について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第3号番号7について議案書をもとに説明いたします。
36ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は37ページ、土地利用図は38ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
14番 現地の報告をさせていただきます。
現地の位置は前二つと同じく■■■■地区になります。
周辺の状況は、西側が川、その他は休耕田に囲まれていました。
申請地は荒廃した休耕田でした。
雨水処理に関しては、農業用水路に排水します。
汚水は発生しません。
埋立は行いません。
申請地への進入路の位置は図面の上方及び左右側に1か所ずつあり、幅員は2mとなります。
境界に関しては水路と道路で確認しています。
他2件と同様に申請者が復元測量を行うそうです。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
6番 無いようでしたら私から質問ですが、周辺は全て荒廃地ですか。
2番 以前は水稻耕作をされていましたが、現在は荒廃しております。
議長 この辺りは耕作者がもういません。
わかりました。
他に質問はありませんか。
質問がなければ、これより採決に入ります。

議案第 3 号番号 7 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 8 と、「現況証明願いについて」議案第 4 号番号 2 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 3 号番号 8 と、「現況証明願いについて」議案第 4 号番号 2 は関連しますので、一括して説明します。

最初に、議案第 3 号番号 8 について議案書をもとに説明いたします。

39 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 40 ページ、土地利用図は 41 から 43 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に、「現況証明願い」、議案第 4 号番号 2 について議案書をもとに説明いたします。

51 ページをご覧ください。

申請地は、第 3 種農地です。申請内容は下表のとおりです。

公図は 52 ページをご覧ください。

本件は、昭和 43 年頃、申請者の父が■■■■■■■■■■に自宅を建築した際に誤って造成して通路として利用し、その後、平成 20 年頃にはコンクリート舗装したものです。

今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6 番

現地の報告をさせていただきます。

申請地は■■■■になります。

周辺の状況は南側が田で、それ以外は宅地になっていました。

申請地の状況は、既に埋め立ててあり、駐車場として利用されていました。

雨水処理に関しては農業用水路、汚水に関しては公共下水に接続し、処理します。

埋立法面の処理は、埋立を行わないので何もありません。

申請地への進入路の位置は、北側の道路からです。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については、既設構造物で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

続いて現況確認の説明に移ります。

申請地は、以前自宅を建築する際に誤って造成し、現在まで道路として利用されてきました。

周辺の状況は、西側、東側共に宅地になっています。

申請地の状況は、コンクリート舗装されている道路でした。

進入路は北側の道路からとなります。

以上の事から農地性はないと判断しました。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第3号番号8、議案第4号番号2に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号9について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第3号番号9について議案書をもとに説明いたします。

44ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約0.8kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は45ページ、土地利用図は46及び47ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6番

現地の報告をさせていただきます。

現地は■■■■地区です。

周辺の状況は、南側が田、北側は道路、西側は耕作中の田、東側は譲渡人の自宅になっています。

申請地の状況は保全管理の状態でした。

雨水処理に関しては、農業用水路に排水します。

汚水は発生しません。

埋立法面の処理は、コンクリートブロックを施工するようです。

申請地への進入路の位置は、図面西側からとなります。図面上に出入口と記載があるところです。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については、既設構造物で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
10番 よろしいでしょうか。
議長 どうぞ。
10番 申請地の隣が我が家の田なのですが、法面をすべてコンクリートで処理するとのことですが、我が家の農地に影響はないものかと心配になったもので、質問させていただきました。

局次長 盛り土高は約 20 cm で、ブロック 1 段分で造成して法面をつけるそうです。

10番 分かりました。
議長 ちなみにこの地区外と書いてある部分は堤ですか。45 ページです。
局次長 堤と書いてある部分は堤防です。また、堤と堤の間に図面は白黒で分かりにくいですが、水路があります。青線となっており、その両側に堤防がある形です。

議長 わかりました。
5番 不動産屋がなぜ資材置場として転用するのでしょうか。
局次長 農地の所有権者が 4 人おりますが、高齢で維持管理が困難なため、この近くで転用を行ったことのあるゆたか不動産に相談し、資材置場に転用後に知り合いの業者に貸し出すとのことでした。

5番 わかりました。
局長 このようなケースがよく相談として挙がってくるのですが、例えば今回であれば池田委員のご主人が経営している土地が隣接していますが、そこを作ってほしいと相談があった場合は作っていただけますか。

10番 規模拡大はちょっと考えていません。どちらかと言えば一緒に転用していただけるなら売却してもいいとも思っています。

局長 分かりました。ありがとうございます。
議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 3 号番号 9 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 4 号「現況証明願いについて」を上程します。
事務局の説明を求めます。

局次長 今月の「現況証明願い」は 3 件ですが、番号 1 と番号 2 については採決が終わっていますので、議案第 4 号番号 3 について議案書をもとに説

明いたします。

53 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第2種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は54ページをご覧ください。

本件は、平成15年頃に申請者の養母が、家業として営んでいた茶道の稽古場及び来客用駐車場を誤って整備し、今日に至るもので、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長
14番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

申請地は梅田地区になります。

平成15年から茶道稽古場、駐車場として使われていたようです。

周辺の状況は、東側が宅地、北側に茶道教室の建屋があり、西側と南側が道路に面していました。

申請地の状況は、南側半分が砂利が敷いてあり、駐車場として利用されていました。北側には事務所と稽古場として利用していた建屋がありました。

以上の事から農地性はないと判断しました。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第4号番号3に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長

55ページをご覧ください。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は、番号1から2までの2件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程をお願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第1号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

57ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条

により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 136 番から 137 番までの 2 件、5 筆、5,114 ㎡でございます。

議長 ご審議の程お願いします。
何か質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 5 号は原案どおり決定することとします。
次に、議案第 6 号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。

局次長 事務局の説明を求めます。
58 ページをご覧ください。

議案第 6 号「農業振興地域整備計画の変更について」議案書をもとに説明します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 5 年 7 月 31 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、農振除外の 5 件です。

番号 1、1427 ㎡の内 4 ㎡は携帯電話基地局の建設です。

番号 2 は、772 ㎡の内 214 ㎡、1157 ㎡の内 259 ㎡は、診療所の駐車場の増設です。

番号 3、775 ㎡の内 352 ㎡、番号 4 の 300 ㎡と 174 ㎡、番号 5 の 1202 ㎡の内 391 ㎡は、ともに個人用住宅の建築です。

位置図等は、60 ページから 83 ページをご覧ください。

いずれの案件も農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件を満たしていると考えられます。

議長 ご審議をお願いします。
何か質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 6 号は原案どおり了承することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長 次回の現地調査は、9 月 5 日(月)9 時から、藤田委員、辻村委員でお願いします。

第 3 回総会は、9 月 13 日(水)13 時 30 分からで、会場は保健センター

集団指導室です。

以上をもちまして第 2 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 3 0 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

2 番委員

議事録署名委員

3 番委員
